

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正に係る意見募集の結果について

令和6年6月11日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人7社・11件 個人1名・1件

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則			
1	第51条第2項	「計算日に係る考え方その他必要事項について、信託契約を締結の上、投資信託約款及び交付目論見書にこれら事項を記載するものとする。」 この文のままであると、計算日に係る考え方その他必要事項に関し、別途信託契約を締結しなくてはならないような印象もする。そういうご意図ではないと思うが、それでしたら信託契約に記載の上という表現の方が無難な感じがするが、いかがか。	ご意見を踏まえ、修正を検討させていただきます。 【修正案】 「なお、この場合には、計算を要する日の特定や計算方法（日々計算を要しないとした場合の信託報酬の計算方法及び計上時期などを含む。）など、計算日に係る考え方その他必要事項について、 <u>信託契約に記載の上</u> 、投資信託約款及び交付目論見書にこれら事項を記載するものとする。」
2	第51条第2項	修正案で「投資信託約款及び交付目論見書にこれら事項を記載するものとする」とされているところ、私募投資信託であり交付目論見書を作成しない場合は、投資信託約款にのみ該当事項を記載することが求められるという理解で良いか。	貴見の通りと考えます。
3	第51条第2項	なお、この場合には、計算を要する日の特定や計算方法（日々計算を要しないとした場合の信託報酬の計算方法及び計上時期などを含む。）など、計算日に係る考え方その他必要事項について、信託契約を締結の上、投資信託約款及び交付目	「投資信託及び投資法人に関する法律」第4条第2項及び、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」にて、投資信託約款に記載しなければならない事項が定められています。例えば、「投資信託及び投資法人に関する法律」第4条第2項第7

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>論見書にこれら事項を記載するものとする。</p> <p>計算方法を約款に記載～とあるが、約款に記載する「計算方法」のイメージとしては、例えば組入資産の評価方法・評価変更タイミング・減損処理基準などといった会計処理的な内容ではなく、主に基準価額が日々計算ではない事による影響にどう対処するのか(例えば通常は日々計上している信託報酬がどうなるのかのような点)といった内容という理解で良いか。</p>	<p>号において、投資信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項を記載することが求められています。また、同条同項第 11 号において、受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項を記載することが求められています。</p> <p>日々計算を行う投資信託は、一般に約款において、「基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日に受益権口数で除した金額」と規定しております。一方、日々計算を行わない投資信託においては、日々計算を行う投資信託とは異なり自ら特定日を決定する必要があるなど「～投資信託協会規則に従って～」との記載では法令にて約款に記載が求められている必要事項を充足するとは言えず、法令に定める必要事項を約款に記載する必要があるものと考えております。従いまして、どのように対処するのかという内容の記載を求めているものではございません。</p>
4	第 51 条第 2 項	<p>「その他必要事項について、信託契約を締結の上、投資信託約款及び交付目論見書にこれら事項を記載する」とあるが、具体的にどのようなものが考えられるのかお示しいただきたい。</p>	<p>例えば、組入れ資産の価格が判明するのが、基準価額算定の特定日から起算して 2 週間後を想定した場合には、基準価額算定の特定日の計算を 2 週間後の組入れ資産の価格が判明した日に計算した上で、当該基準価額を公表の上、この基準価額を使用して、設定・解約を受け付けることとなりま</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
			<p>す。そのため、お客様への受渡しは、お申込日から起算して、3週間後になる予定であることなど、基準価額算定の計算日、公表日、設定・解約に係る事項及びお客様への受渡しに係る事項などを予め、記載する必要があるものと考えます。</p>
5	第 51 条第 2 項	<p>投資信託約款及び交付目論見書に計算日に係る必要事項を記載することになっておりますが、交付目論見書においては、ファンドの特色、お申込みメモ、ファンド費用等に該当事項が記載されることになると思います。これらに加えて、追加設定または一部解約日を特定日に限定し、基準価額が日々計算されないことについて、投資家に対し明確にするために、例えば交付目論見書の商品分類・属性区分にて識別できるようにすることや表紙に明記することなどを検討してはどうかと考えます。この場合、「交付目論見書の作成に関する規則」および細則の一部改正が必要となると思いますが、記載場所を統一することで投資家が各社の目論見書を確認する際により分かり易くなると考えます。</p>	<p>貴重なご意見有難うございました。ご意見を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。</p>
6		<p>未上場株式は上限 15%となっているので、85%超の流動性資産の動きを反映して日々基準価額や時価総額などを公表すべきではないかと考える。基準価額を日々計算することが参入障壁となっているとの考えには同意しかねる。家計の安定的な資産形成のためにも、適切な投資判断が行えるよう日々基準価額や時価総額などは公表すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の通り、投資信託財産へ組入れている資産の状況に応じて、日々基準価額を計算することが考えられます。</p> <p>一方、月一回又は四半期ごとにしか組入れている資産の時価が取得できず、取得した時価で基準価額を計算し、当該基準価額にて設定・解約を受け付けられるような商品の組成をしている場合には、計算期間の末日及び設定・解約を受け付けられる日のみの基準価額の計算とした上で、当該基</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
			準価額を公表するようにすることも可能であると 考えております。
投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則			
7	1 条	<p>投信委託会社としては、受益証券が代用有価証券利用されるかどうかは「受け身」という理解ですが、これが正しければ、「信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券として使用する投資信託受益証券（代用有価証券として使用されない公募の投資信託受益証券及び振替投資信託受益権を含む。以下「受益証券」という。）」とありますが、「信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券として使用される投資信託受益証券（代用有価証券として使用されない公募の投資信託受益証券及び振替投資信託受益権を含む。以下「受益証券」という。）」と記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り、受益証券の代用有価証券への利用は、第一種金融商品取引業者などへ依頼をする者が主体となることはその通りですが、一方、信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用については、東京証券取引所の受託契約準則第 40 条第 2 項第 13 号にて「投資信託受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）」と規定されており、本会が情報端末を通じて日々の基準価額を公表しております投資信託の受益証券がこれらの対象となっており、本規定に従い、本会が規則に則り会員会社から提供いただいている基準価額を公表しており、一定の主体性が投資信託委託会社にも存在するものと考えておりますため、従来通り、原案のままとさせていただきます。</p>
8	第 3 条	<p>第 51 条 2 項但し書きにより計算を行う受益権に関し、システム上基準価額の算定は計算を要すると特定した日以外の日にも行われてしまうが、当該計算日以外の基準価額の投信協会へのデータ連携は停止すべきか。</p>	<p>具体的に公募の投資信託においての事案が発生した段階で、相談させていただければと考えます。</p>
9	第 3 条	<p>委託会社が自社のホームページ等において公表する基準価額または純資産総額について、第 51 条 2</p>	<p>貴見の通りと考えます。</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>項但し書きにより計算を行う受益権にかかるものの場合、今回の規則改訂に応じ、基準価額の計算を要すると特定した日以外の基準価額の公表停止や「特定日および決算日以外の基準価額は参考値である」という旨の注記を付する等の対応が考えられるが、個社が適切と判断する対応をとることが期待されているという理解で良いか。</p>	
10		<p>追加設定日または一部解約日を特定日に限定している投資信託も、投資家が適切な投資判断を行えるよう投資信託協会への基準価額や時価総額などの連絡は日々行うべきではないか。</p>	<p>No 6 の回答と同様と考えますので、そちらをご参照ください。</p>
その他			
11		<p>投資信託協会より評価機関へ配信される日次の基準価額や時価総額などの配信データには、追加設定日または一部解約日を特定日に限定している投資信託で基準価額などの連絡がない場合でも、直前の基準価額などの情報を当日の情報として配信データに掲載していただきたい。</p>	<p>公募の投資信託において、基準価額の算定を計算期間の末日及び当該特定日のみの計算とし、日々計算しないこととするには、解決すべき問題が多々残っております。実際に公募の投資信託において、本会への連絡が基準価額の公表日のみとなった場合には、改めて関係者の皆様にご連絡させていただきます。</p>
12		<p>日々貴会が弊社を含む評価機関に提供しているファイルのデータ内容に変更が生じ、影響も大きいと想定しています。まずは「改正実施後の配信データがどのようになるか」などの詳細を評価機関向けにご説明いただけますでしょうか。 また、この改正が正式に採用される場合は、十分なテストなどを経て、全評価機関側の対応完了を見届けた後に施行していただきますようお願いいたします。言わずもがなかもしれませんが、申し添えます。</p>	

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。